特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表第一　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）	**別表第一**　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）
項	種	名	項	種	名
第一　動物界			第一　動物界		
	（略）			（略）	
三　爬虫綱			三　爬虫綱		
イ　とかげ亜目			イ　とかげ亜目		
(1)　イグアナ科			(1)　たてがみとかげ科		
1	*Anolis*属（アノールトカゲ属）に属する種のうち*Anolis allogus*（アノリス・アルログス）、*Anolis alutaceus*（アノリス・アルタケウス）、*Anolis angusticeps*(アノリス・アングスティケプス)、*Anolis barbatus*（フトヒゲカメレオンモドキ）、*Anolis carolinensis*（グリーンアノール）、*Anolis equestris*（ナイトアノール）、*Anolis garmani*（ガーマンアノール）、*Anolis homolechis*（アノリス・ホモレキス）、*Anolis porcus*（ホソカメレオンモドキ）及び*Anolis sagrei*（ブラウンアノール）以外のもの		1	*Anolis*属（アノール属）に属する種のうち*Anolis allogus*（アノリス・アルログス）、*Anolis alutaceus*（アノリス・アルタケウス）、*Anolis angusticeps*（アノリス・アングスティケプス）、*Anolis carolinensis*（グリーンアノール）、*Anolis equestris*（ナイトアノール）、*Anolis garmani*（ガーマンアノール）、*Anolis homolechis*（アノリス・ホモレキス）及び*Anolis sagrei*（ブラウンアノール）以外のもの	
（略）			（略）		

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○国土交通省令第六十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日　　国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに企画官、技術革新企画官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官）	（建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、技術革新企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官）
第十一条　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに企画官、技術革新企画官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。	**第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、技術革新企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）